

1. 件名：「GNS Gesellschaft für Nuklear-Service mbH 特定兼用キャスクの設計の型式証明申請に関する事業者ヒアリング【2】」
2. 日時：令和4年6月9日 14時05分～16時10分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

戸ヶ崎安全規制調整官※、塚部管理官補佐、松野上席安全審査官、  
櫻井安全審査官

（核燃料施設審査部門）

甫出主任安全審査官

GNS Japan 株式会社：

最高技術責任者※ 他2名

原燃輸送株式会社：

設計・開発部 開発 Gr アシスタントマネージャー 他1名

## 5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

## 6. その他

提出資料：

- ・資料1-1 補足説明資料 第四条 地震による損傷の防止 地震に対する安全機能維持に関する説明資料
- ・資料1-2 補足説明資料 第五条 津波による損傷の防止 津波に対する安全機能維持に関する説明資料
- ・資料1-3 補足説明資料 第六条 外部からの衝撃による損傷の防止 竜巻に対する安全機能維持に関する説明資料
- ・資料1-4 特定兼用キャスク（CASTOR®geo26JP型）の型式証明申請に係る判断事項・指示事項への回答

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	それでは今から
0:00:04	時間になりましたので、ヒアリングを始めたいと思います。
0:00:09	今日は事前に、
0:00:11	資料を提出していただきましたけども、
0:00:15	昨年の12月に一応書面審査会合として、
0:00:21	署名を施工した指摘事項に対する回答も含めて、その状況について、一応説明もお願いできればと思いますので、
0:00:32	そこはよろしく願いいたします。
0:00:36	はい。
0:00:44	一応、
0:01:09	予算、
0:01:12	これは、
0:01:41	すいません。
0:01:43	今日の
0:01:44	中に一番からずっと番号振ってありまして、
0:01:50	8番まであります。
0:01:53	それで、
0:01:54	まず一番が、
0:01:56	書面審査に用いる資料の作成につきまして、
0:02:01	特定兼用キャスクとして、令和3年10月21日に型式型式証明した。
0:02:08	三菱重工さんの審査資料。
0:02:11	申請書及び補正書、審査会合資料。
0:02:15	令和3年10月15日付、補足説明資料以下先行例というのを参照して、必要な資料を作成すること。
0:02:24	提出資料は、原子力規制委員会の、
0:02:27	ホームページで公開することから、公開版の資料も作成すること。
0:02:32	これにつきましては
0:02:34	承りました廃止をいたします。
0:02:36	2番目。
0:02:38	特定キャスクの設計で参照する。
0:02:41	規格品基準等の適用の考え方。
0:02:45	これは申請書の1ページ。
0:02:48	概要、資料の3ページ等にあります。
0:02:52	内容としましては、本申請のキャスクの設計で参照する。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:57	規格基準等については、1、
0:03:00	進めやJIS等の日本の国内法規に基づくもの。
0:03:05	に、
0:03:06	国、日本国外の規格基準 3。
0:03:09	上記 1 及び 2 以外のものに分類した上で、
0:03:13	上記 2 及び 3、
0:03:15	を適用する場合は、適用の根拠、国内法規に基づき、
0:03:21	規格及び基準との対比、
0:03:23	適用妥当性に係る事項を明確にすることとしています。
0:03:28	今後、
0:03:29	当該審査資料を作成する際は、
0:03:33	長期に及び 3 を適用した本市政申請の、
0:03:37	特定兼用キャスクとの構造類似性を有する金属製乾式キャスクの必要実績、許認可実績、運用実績等も示すこと。
0:03:50	これに対しまして、
0:03:52	該当としまして廃止をいたします。
0:03:55	具体的には、各要件への適合性についての補足説明資料についてにおいて説明します。
0:04:03	3、解析コードを用いて評価を行う際の解析条件の明確化。
0:04:09	内容としまして、耐震性評価や、安全機能の評価等で解析コードを使用する場合は、入力条件や解析モデルの
0:04:19	解析条件を説明すること。
0:04:22	対処いたします。
0:04:23	やはりこれも具体的には各要件適合性についての補足説明しにおいて説明します。
0:04:30	4、
0:04:31	ショウジュ燃料集合体の収納 1 条件の設定の考え方。
0:04:36	シューズ燃料集合体を収納する配置ごとに、燃焼度及び冷却、
0:04:42	冷却期間の制限を設けている。
0:04:45	ショウジュ燃料集合体の配置位置を制限する収納条件について、
0:04:51	遮へい等の制約要因を明確にした上で、
0:04:55	設計の考え方を説明すること。
0:04:57	拝承いたします。
0:04:59	具体的には、これもやはり各要件への適合性についての補足説明資料にて説明します。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:07	4、
0:05:08	あ、ごめんなさい。
0:05:11	の、
0:05:12	特定機器を使用することができる発電用現象施設の範囲または条件の整理としまして、先行例を踏まえて、
0:05:22	本申請の特定兼用キャスクの使用の範囲及び条件について整備すること。
0:05:28	整理に際しては、四条五条六条及び 16 条の要求事項のうち、本申請を受け範囲外とする事項を電気事業者に申し送る事項に含めること。
0:05:40	拝承いたします。具体的にはこれも補足説明資料にて説明します。
0:05:46	6-1。
0:05:49	臨界防止、具体的に想定されるかな場合でいかなる場合でも臨界を防止する設計とすることの説明方針について、
0:05:58	キャスク取り扱い上冠水乾燥状態を、状況をすべて抽出して、臨界防止機能を評価していることを説明すること。
0:06:06	開始をいたします。
0:06:07	これも具体的には補足説明書にて説明します。
0:06:11	遮へい能力について、
0:06:13	日本国内で実績、許認可実績がない解析コードを使用することについて、断面セキライブラリとの組み合わせを含めて、妥当性を検証方法、
0:06:24	研修範囲、本申請への適用性を説明すること。拝承いたします。これも具体的には、
0:06:30	補足説明資料についてにて説明します。
0:06:34	奥野さん、崩壊熱の除去。
0:06:36	本申請のキャスクの各部位の温度評価結果と、
0:06:41	それら
0:06:42	部位ごとの温度制限値設定の考え方を説明することまた、3次元有限要素構造仕様について、
0:06:50	日本国内の許認可実績のある場合は、それらの実績を整理すること。なお、3次元有限要素、
0:06:58	各コードの使用について、
0:07:01	運用可能な許認可実績がない場合は、妥当性の検証方法、検証範囲、本申請の適用性を説明すること、対処いたします。
0:07:11	これも具体的には補足説明資料によって発生します。
0:07:17	次に、6の両括弧4。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:19	閉じ込め及び監視について、
0:07:22	金属ガスケットの長期密封特性について、電力中央研究所の研究成果を引用しているが、試験条件や試験で使用された金属ガスケットの構造等、
0:07:33	と比較した上で、研究成果の適用性について説明すること。
0:07:38	GNSの許認可実績を踏まえた説明を行うのであれば、
0:07:42	許認可を受け、使用された同様の金属ガスケットの長期健全性を示した上、設計貯蔵期間中 60 年。
0:07:51	健全性が維持されることを説明すること、廃止をいたします。具体的には、附属説明書において説明します。
0:07:59	次に、基準漏えい率について先行例と同じく、リークテストの反対、判定基準を設けるのであれば、
0:08:07	漏えい基準漏えい率、PEEKテスト判定基準、金属は助っ人設計漏えい率を明確にした上で、
0:08:14	負圧維持の考え方を説明すること。拝承いたします。具体的には補足説明書を行って説明します。
0:08:22	次に、6 の両括弧、経年変化を考慮した、
0:08:28	材料構造健全性。
0:08:31	においてまず、キャスク本体の材料に 90 億円鋳鉄を使用することについて、
0:08:38	キャスクの製造場所が日本国外であれば、JIS規格を適用していないのではないかについては、キャスクの製造場所予定を明確にした上で、
0:08:48	適用する規格をその要求事項とともに説明すること。
0:08:53	これに対して、キャスクの製造場所は、型式指定申請書において明確化します。
0:08:59	なお、仮に日本国外で接合する場合においても、
0:09:03	JIS規格を適用する計画としています。
0:09:07	次に塗装について、CHASTEの製造場所が日本国外であれば、塗装の耐候性及び、
0:09:14	電気事業者が行うべき定期検査の考え方を説明すること。
0:09:19	また、当該と層位特殊性がある場合は、
0:09:22	その詳細を説明すること。
0:09:24	に対しまして、キャスクの製造場所については、型式指定申請書において明確化します。
0:09:31	仮に日本国外で製造する場合は、塗装の対抗性、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:35	及び電気事業者を行うべき定期検査の考え方を説明します。
0:09:39	なお当該塗装については、経年劣化を考慮した長期健全性の補足説明書において説明します。
0:09:48	次に中性子遮へい材について、
0:09:50	キャスクの使用温度の影響、熱分解についての考慮等の考え方を説明すること。
0:09:57	また、当該遮へい材に特殊性がある場合は、その詳細を説明すること。
0:10:02	サイショいたします。具体的には補足説明資料で説明します。
0:10:07	次にキャスクの材料一覧について、規格番号等を明確にすること、サイショいたします。これも具体的には、
0:10:14	補足説明しておいて説明します。
0:10:17	次号機の7番。
0:10:19	設置許可基準規則第四条五条六条の基準適合性に係る事項。
0:10:27	新、地震津波竜巻に係る構造健全性評価の手法について、国内の許認可実績のない場合、
0:10:36	妥当性の検証方法、検証範囲、本申請の適合性を説明すること、対処いたします。これも具体的には、補足説明資料にて説明します。
0:10:48	次に、
0:10:49	地震に係る構造健全性評価を行う際のヤス固定方法について、
0:10:55	予定数値図で示しているキャスク本体の溝とは何か。
0:11:00	固定装置の構造を詳細に説明すること。
0:11:03	拝承いたします。
0:11:04	具体的には、
0:11:06	補足説明資料にて説明します。
0:11:09	ヤス水は、
0:11:11	ヤス達ジオ 26JP人による、
0:11:14	稲井の防止の型式証明申請書。
0:11:18	第4条の補足説明書の
0:11:20	図、1-3に示すように、キャスク本体の底面側トラニオンの上に、
0:11:27	位置する円周方向の溝であり、貯蔵中のキャスクの固定用に使用されます。
0:11:33	ヤスイドの構造健全性評価については、同報告書の準備を参照で、
0:11:38	説明しています。
0:11:41	8番、その他として、申請指摘事項への対応をに対しては、関連する申請内容全体を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:48	俯瞰した内容に努めること、対処いたします。
0:11:54	以上で、一通りの回答とさせていただきますが、
0:11:59	はい。
0:12:00	規制庁松野です。
0:12:02	今回回答の内容についても説明していただきましたけども、
0:12:09	基本、こちらからの指摘事項に対してほとんどが拝承ということで、その内容について今後、補足説明資料でご説明するってということなんですけども、
0:12:21	一応
0:12:24	審査会合は一応書面で行うことにしておりますので、一応説明も、この指摘事項に対して、どこがこう回答。
0:12:34	部分なのかっていうところは、しっかり明確に示して欲しいっていうところと、
0:12:40	あとナンバー1の先行例を参照して、必要な資料を作成すること。
0:12:47	こちらも回答がハイショウというところなんですけども、
0:12:53	今、基本大体補足説明資料ですべて説明されようというところなんですけども、
0:13:02	基本審査は、
0:13:04	補足説明資料で審査するのではなくて、申請書に対しての審査になりますので、
0:13:13	審査申請書に書かれてないところの補足説明資料で書かれてあったとしても、
0:13:20	そこは、
0:13:21	補足にはならないんですよ、あくまでもやっぱり申請書あっての補足ですので、
0:13:27	まずは、
0:13:29	申請書で書き足りないところ、
0:13:33	多分当初申請は多分先行例の、
0:13:37	申請書を参照して、多分作られたかと思うんですけども、
0:13:42	多分、
0:13:45	処分した。
0:13:47	費が大体、
0:13:48	10月ですので、結構補正でいろいろ内容が変わってますので、
0:13:54	多分その先行例を見ていただくと、申請書本文にはすべて、
0:13:59	設計方針が明確に書かれておりますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:03	そこはやっぱり
0:14:05	申請書の中でしっかり設計方針を明確に書いていただいて、
0:14:11	その上で、
0:14:13	補足説明し、資料で、
0:14:17	適宜その方針の成立性の見通しは、しっかり説明されるべきだと思いますけども、
0:14:24	何かコメント等ございますか。
0:14:41	GNSJapanのサエグサです。
0:14:44	ご指摘の内容は、
0:14:47	理解しましたが、
0:14:51	つまり申請書に、
0:14:53	ないものを、補足説明で書くっていう。
0:14:59	受け入れられなくてその場合には、
0:15:02	申請書をリバイズするっていうことですか。もしその新たなことを書く。
0:15:06	説明したいという。
0:15:10	そうですねまずはその申請書で、必要な河床があれば、補正で、
0:15:19	申請いただいて、その上で、補足説明資料で具体的な内容を説明するのが、
0:15:28	流れなのかなと思いますけども、
0:15:30	そのところにそのような、
0:15:32	ところが該当するのは森和子とではありませんけども、
0:15:37	今の松野さんがおっしゃられたことをちょっと理解しようと思っています。
0:15:42	喜多までです。
0:15:47	他に、
0:15:48	ちょっとトガサキですけどちょっと補足させてもらいたいんですけど。
0:15:55	その申請書、三菱のその申請書とか補正書を、3、参照してくださいという指摘事項があるんですけど、これに対して、GNSで、
0:16:08	三菱のホソノ最新の
0:16:12	申請書を比較されてますか。
0:16:15	ちょっとそれをちょっと確認したいんですけど。
0:16:21	できるだけそれを務めていますけどもちょっと、もしかすると、
0:16:25	完全にさ、一番最新のものをはい、参考にしていると言えないところあるかもしれません。すいません。
0:16:32	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:16:34	はい。そうし、そうしましたら、さっき松野が言ったように、特にその基本設計のところは、
0:16:44	三菱能登町と比較すると、
0:16:47	やっぱりちょっとその分量とかも含めて、ちょっと
0:16:56	足りないようなところが多分あると思いますので、ちょっとその三菱のその申請書の最新版とちょっともう1回比較してもらって、
0:17:06	それでちょっと必要な情報が入っているかっていうのをちょっと確認してもらいたいと思うんですけど、いかがでしょうか。
0:17:13	はい、自律ジャパンの三枝先生がおっしゃることは、
0:17:17	申請書の方ですねその補足説明資料ではなくって、
0:17:21	申請書本体の方の、
0:17:24	三菱さんの、
0:17:26	先行例と比べて足りないところは、
0:17:30	ありそうなのでちょっと確認しろという理解でよろしいですか。
0:17:34	そう。はい。そうです。まずちょっと申請書のほうをちゃんと見ていただいて、足りないところろで、もしちゃんとGNSとしても、
0:17:45	申請書に書く必要があるものがあつたら、それは他、今後補正で対応してもらおうことになると思うんですけど、そういうものがないかっていうか、確認をお願いしたいと思います。
0:17:56	わかりました。
0:18:01	すいません規制庁櫻井です。
0:18:05	衛藤。
0:18:08	この最新版、
0:18:10	ていうのに関してなんですけど、三菱は、ここに記載してある、10月27日、
0:18:18	2、一緒にたものの次に、縦置はご存知だと思いますけど、横尾沖がこれで、この10月で縦置の変更申請を、
0:18:28	令和4年1月28日に申請してきていて、実は6月、
0:18:34	2日に、
0:18:36	その縦置きにしたものの、承認変更承認、変更証明の承認をおりているので、
0:18:44	多分、日次それ、
0:18:46	二つ目も、
0:18:48	参考にして、
0:18:49	されると良いのではないかと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:51	思います。
0:18:53	どうもありがとうございます。
0:19:01	原燃輸送のコガですけれども、もちろん補正されたものと最新の変更後の型式証明申請書、もちろん当然参照して、
0:19:12	再度、JNESからウダさせるということで、その中で補正のタイミングなんですけれどもこれは例えば補正申請はこういうような補正をしますという、
0:19:24	説明をしながら最後にまとめたの補正でいいのかそれとも現段階でもう結構違っているか補正をするということなのか、ちょっとその辺のお考えを、
0:19:35	教えていただければと思うんですけども。
0:19:44	補正の内容の程度量にもよるんですけども、
0:19:51	こちらで見る限りでは、
0:19:54	まずその本文の中で、もう設計方針、
0:19:58	が明確に書かれてませんので、
0:20:02	そこはやっぱり今後審査していく上では重要な、
0:20:07	内容でもありますので、
0:20:11	そこはもう、
0:20:13	ある程度準備ができ次第、まずは補正で対応していただくのが、良いかなとは思いますが、ただ、
0:20:21	今、このGNSの審査は、書面審査での、
0:20:26	会合を含めて行っておりますので、
0:20:30	一応今日の場は一応ヒアリングの場で、悪魔の事実確認の場ですので、
0:20:34	そこはもうちょっともう一度、
0:20:36	持ち帰っていただいて、
0:20:38	そちらでよく検討していただいた上でちょっと
0:20:42	判断していただければ、
0:20:48	ありがとうございます。
0:21:02	それから
0:21:03	指摘事項の回答の、
0:21:06	ナンバー、
0:21:08	2、
0:21:09	のところでありますけども、
0:21:12	今回その申請の中で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:16	キャスクの設計で参照する規格基準が、
0:21:20	日本国外、
0:21:22	の規格基準、もしくはそれ以外のものがあれば、
0:21:27	そこはしっかり、
0:21:30	審査資料の中で明確にして欲しいということを一応指摘しましたけども、
0:21:36	ちなみにもうすでに今補足説明資料として提出していただいているその外部事象、津波時、地震、竜巻、
0:21:45	に関しては、
0:21:47	この点は、この指摘を踏まえて、どの部分が、
0:21:54	日本国内の規格基準、
0:21:56	それ以外何か。
0:21:58	あるものがあれば、ちょっとそこを説明をお願いできればと思いますけども。
0:22:07	JSジャパンの三枝です。
0:22:10	ちょっと今すぐにそういう該当するものは思いつかないんですけども、すみません、元の輸送さんなんか思いつく。
0:22:18	ありますか。
0:22:32	現に輸送の木場です。GNSの申請内容についてちょっと補足させていただきます。基本的にはもう、
0:22:42	海外企業ではありますけれども、金属キャスク構造規格に準拠した形で、
0:22:49	設計、
0:22:50	して、
0:22:51	いるというものになっておりましてもちろん金属キャスク構造規格の範囲に含まれない、中性子遮へい材とかですね、そういったものは、それぞれ別途、今後、材料等の補足説明資料も出していく予定となっているんですけどもそういう中で説明。
0:23:06	していく。基本的には構造、このキャスクとしては金属キャスク構造規格で、に準拠したもので設計しているということになっております。
0:23:20	規制庁のトガサキですけどちょっと詳細はちょっと後で確認したいと思うんですけど、今回、次、耐震とか、
0:23:32	あと、竜巻の評価の、
0:23:35	許容値、材料の許容値は、それは、最後、材料のところで説明するっていうことでしょ。詳細は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:46	今回の説明書が書いてないんですけど、その材料の許容値っていうのは、国内の基準を用いているというふうに考えてよろしいですか。
0:23:59	原燃輸送の木場です。今回、基本的にその地震、竜巻、津波の際にです、供用状態Dを用いるのではなくて、
0:24:11	弾性範囲内という形で評価しておりますのでそういう意味では金属キャスク構造規格に準拠はしてないんですけどそれ以上の余裕を持った形で評価する今回我々が対象部位としている部分については、
0:24:24	そのような評価となっているので、四条五条六条の我々の現在の説明の中では、
0:24:31	それ以上というか、そういう評価内容となっているので、もちろん材料の中でもそういう説明は入るかと思えますけれども、今、取り急ぎ、四条五条六条についてはそのようになっております。
0:24:44	トガサキですけど、材料のところ、そこら辺、国内のその基準を用いているのかとかあと、さっきキャスクの告示を持ち、規格を用いてないんであれば、
0:24:59	じゃあどういう規格を用いているのかっていうのを、詳細に説明してもらいたいと思うんですけど。
0:25:05	いずれにしてもここを国内の基準で、材料の許容値は定めてるっていうことでよろしいですか。
0:25:15	GNSJapanの三枝です。その通りです。基本的に国内の、
0:25:22	材料の許容値で評価しています。
0:25:27	わかりました。そうすると先ほどの指摘事項の2ポツの片括弧1、
0:25:33	1になるということでよろしいですかねはいその通りです。
0:25:37	はい。
0:25:38	それでちょっと申請書の、
0:25:43	聞いて以上ございますかね申請書の1の57ページ。
0:25:47	をご覧くださいんですけど、今日ご説明あると思うんですけど、津波のところ津波の来架空のところ、
0:26:00	海外の木架空が、4点を詰めに書かれているんですけど、
0:26:07	リーマンシティ出野中津、津波の評価みたいな機器規格なんですけど、これ、今回の津波、
0:26:18	説明書の中ではそういう説明とかは特になかったんですけどこういう海外の規格も用いているんでしょうか。
0:26:30	を受け入れるんでしょうか。
0:26:40	GSジャパンのサエグサ椅子へ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:47	この文献は今評価に、
0:26:50	おいて、参照しているということで
0:26:56	この
0:26:57	海外のガイドにもついているということではないと思いますが、詳細は
0:27:08	確認、改めて確認したいと思います。
0:27:14	はい。
0:27:15	それぞれのあれですね
0:27:19	せ、各事象の説明のところで、下、具体的にどういう規格を用いている
0:27:31	かというのを説明していただければと思うんですけど、今日は地震と、
0:27:32	等、
0:27:32	津波と竜巻についての説明をしていただけると思うので、その中で、先
0:27:43	ほどの材料も含めて、国内の基準を使っているのか、先ほどの、
0:27:43	2 ポツの片括弧 1 なのか、片括弧 2 なのか片括弧 3 の 2 なのかというのを、
0:27:52	ここの点については私からは以上です。
0:27:55	はい、了解しました。
0:28:05	規制庁松野です。
0:28:08	指摘事項、今からこれ一つ一つ内容確認するというよりも今日補足説明
0:28:17	津波竜巻ありますけども、その中で、地震をメインに多分説明。
0:28:24	していただくことになりますので、その中で、一応この指摘事項も踏まえ
0:28:31	ながら、
0:28:31	一応該当部分はこの部分であるっていうところをちょっと明確に、
0:28:35	示しながらちょっと説明の方をお願いできればと思いますけども。
0:28:39	いかがでしょうか。はい。JAジャパンサエグサイす。
0:28:42	わかりました。
0:28:43	そのように心がけて説明します。
0:28:57	では地震のほうの補足説明資料の説明をお願いしますか。
0:29:07	お手元に資料はあると考えてよろしいでしょうか。
0:29:17	それでは、
0:29:20	補足せ、説明資料、第五条、
0:29:23	津波による損傷の防止、
0:29:25	津波に対する安全の維持に関する、
0:29:30	松波じゃない、ごめん、地震が起こる。
0:29:33	地震の方です。すいません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:38	第 4 条、地震による損傷の防止、
0:29:41	地震に対する安全機能維持、
0:29:43	に関する説明資料を説明します。
0:29:47	まず、等めくっていただいて目次は、
0:29:50	この
0:29:51	1 章 2 章 3 章、要求事項要求事項の適用性、参考文献、あと別紙の 1 として、
0:29:58	地震時におけるキャスク溝及びキャスク下部接触部の構造健全性の評 価。
0:30:04	別紙 2 として地震時の特定兼用キャスクの表示評価。
0:30:09	という構成になっています。
0:30:11	3 ページ目に要求事項として、
0:30:15	該当する規則等を示しておりますが、
0:30:20	まず 3 ページの一番上の両括弧 1 設計許可基準規則要求事項、
0:30:26	それから、として設置許可基準規則第 4 条第 6 号、
0:30:31	第 6 項第 1 号、Bとして、
0:30:34	設計許可基準規則解釈別記第、別記 4。
0:30:38	第 4 条第 2 項。
0:30:40	すぐ下の方にイシイとして、同じく解釈別記 4、第 4 条第 3 項第 1 号、
0:30:48	というものを挙げています。次のページ 4 ページのdとして、
0:30:53	兼用キャスク告示第 1 条を受けています。
0:30:56	次に両括弧 2 として、原子力発電所敷地内での移送自動兼用乾式キャ スクによるシューズ燃料貯蔵に関する審査ガイド、確認事項。
0:31:08	そして、
0:31:11	(1)から、
0:31:14	両(10)まで、
0:31:19	審査における確認事項。
0:31:21	考慮する自然現象等の設計設定方針。
0:31:25	を挙げています。
0:31:28	さらに、
0:31:32	基本方針、
0:31:40	毛利考慮する自然現象等の設定方針、
0:31:44	そして、両括弧 1 から、
0:31:46	次のページ、6 ページ、7 ページにわたって、
0:31:50	表(20)まで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:52	要件をお示ししています。内容につきましては、次のページ以降、要求事項の適合性のところで、
0:31:59	対比しながら、どのように、要求に対して、
0:32:03	適用しているかという説明の時に、
0:32:06	一つ一つご説明したいと思います。
0:32:10	8 ページに参りまして、実際に、まず両括弧 1、設置許可基準規則への適合性、
0:32:17	というところを置いて、
0:32:20	今述べました。
0:32:22	設置許可基準規則第 4 条第 6 項、
0:32:27	この辺につきましては地震力に対して安全機能を損なわれ抑えなきゃならないと。
0:32:33	兼用キャスクにおいては、
0:32:35	合理的な地震力として原子力規制委員会を別途定めるものと、いうような要件がありますので、
0:32:43	それに対して、
0:32:45	は、
0:32:46	9 ページの最初の、
0:32:48	へえ。
0:32:50	両枠のすぐ下のところでありますように、このキャスク Tall
0:32:55	中 26JP 方は、基礎等に固定し、
0:32:59	初動課題の上に縦置きで設置し、設置許可基準規則第 4 条第 6 項の地震力として、兼用キャスク告示第一条。
0:33:09	で定める合理的な地震力が作用しても、特定兼用キャスクの安全機能が損なわない設計とします。
0:33:17	ですから、
0:33:18	あと 8 ページのホリ要件の方ですけども、
0:33:21	B は、
0:33:26	金融キャッシュの設計であって、
0:33:28	使う方針によることとして、二相輸送荷姿によってる場合とか、それ以外の場合について、要件をお示しされていて、
0:33:38	それから、
0:33:41	1 号 2 号について、
0:33:43	金融キャスクについては自重、その他の貯蔵時に想定される荷重と、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:48	地震力を組み合わせた荷重条件に対して、評価しなさいという要件があります。
0:33:56	等あります。
0:33:57	これ、
0:33:59	VISAに対しましては、
0:34:02	9 ページの第 2 パラグラフにありますように、
0:34:06	図 1 に示すようにキャス Tall
0:34:09	一応 26JP方は、キャスク本体の溝部と、キャスク本体の下部を固定装置により、
0:34:15	貯蔵架台に固定することで、地震力を作用しても、キャスクの活動や転倒性に設計としています。
0:34:23	固定装置のきた分を、
0:34:26	キャスク本体の緑、これ、
0:34:29	誤字であります溝田の管溝にはめ込むことで上下動を制限し、固定装置の下部でキャスク本体を挟み込むことで、水道を構造制限する。
0:34:41	これについては 10 ページの図を見ていただくことと、ちょっと申し上げませんこれ。
0:34:47	キャスクをものつもりで持ってきた感があります検討件。
0:34:51	11 に言ってることは、キャスクの下の方に円周方向に水が振ってあって、そこに
0:34:59	かむように、
0:35:00	こういう、北岡店で下に押し付けるような、
0:35:05	固定装置というものがあります。
0:35:07	これは 4ヶ所、4 方向から、
0:35:10	このちょっと下の方に、
0:35:12	下の課題押し付ける形でせ、
0:35:15	設置しています。
0:35:17	さらに
0:35:19	固定装置は下の方が、
0:35:21	円周方向に、
0:35:23	横から水平の方から来挟むように固定するようになってます。つまり、
0:35:28	上下、それから、
0:35:30	水平方向、
0:35:32	の移動を、
0:35:34	固定させる。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:35:35	固定装置行って、
0:35:37	多田イヌイ。
0:35:39	固定された形で貯蔵します。
0:35:42	それが図 1 の貯蔵のキャスクの説明になります。
0:35:51	8 ページ 9 ページまではちょっと後戻りいただいて、
0:35:58	8 ページの要件の中の、B-2 号、
0:36:03	先ほど説明しました荷重を組み合わせなさいということこれはもちろん、 9 ページの第 3 パラグラフにありますように、
0:36:11	想定される荷重と地震力を組み合わせた荷重条件に対して、安全機能が維持される設計とします。
0:36:19	地震以外の荷重として、供用中に作用する圧力荷重、
0:36:24	機械的荷重及び熱荷重と鉛直及び水平方向の、
0:36:29	人力の同時に不利な方向の組み合わせを考慮します。
0:36:34	から 8 ページのまたビームファンドにありますように、
0:36:41	ありますが、
0:36:43	周辺施設からの波及的影響によって安全機能を損なわない設計とすること。
0:36:50	関する条件がありますが、
0:36:54	これらは、10 ページの一番下の、
0:36:58	事業に書きましたように、
0:37:00	周辺施設からの波及的影響に対する確認事項につきましては、
0:37:05	型式証明申請の対象外、今回の
0:37:09	対象外とし、設置変更許可申請で確認を受ける事項と考えます。
0:37:20	次に 11 ページに行かさせてもらいまして今度、両括弧に審査ガイドへの適合性という、
0:37:27	要件に対してどのように提供するか説明します。
0:37:30	最初の枠が、地震力について、告示を定める。
0:37:38	加速度、水平す鉛直加速度等の
0:37:42	要求がありますがこれはこの通り、
0:37:45	の地震力に対して、
0:37:48	評価をいたします。
0:37:51	それから、その下の 17、1 ページの両括弧 3 の確認事項としまして、輸 送荷姿云々の要件がありますが、
0:38:01	その枠の下にございますように、このキャスト、
0:38:04	中 26JPは輸送荷姿以外で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:08	基礎等に固定する設計です。
0:38:11	第 6 項入力として、兼用キャスク告示に定める地震力を採用した場合に、
0:38:17	キャスク本体下部側面の溝、
0:38:20	貯蔵家財に固定することを条件として、溝部と下部接触に発生する応力が、
0:38:26	弾性範囲にとどまるということについての評価を行います。
0:38:32	次の確認内容を両括弧 4 として、兼用キャスクを基礎等に固定しない場合の要件がありますが、その枠の下に、一番最後、
0:38:41	この業務でありますように滑走型、
0:38:45	一応 26JPは、
0:38:47	木曾通り固定数、
0:38:49	設計とします。
0:38:52	12 ページになりまして、
0:38:54	確認内容の 5 としまして、
0:38:57	基礎に固定する場合、告示に定める。
0:39:00	加速度地震力に対する安全起動時を設計せせ、
0:39:05	維持される設計だ、要件がありますが、
0:39:08	これはその通り。
0:39:10	新緑を左右させても、
0:39:12	先ほどの図に示す、キャスク本体の溝部を固定装置により架台に固定することで、安全起動される設計とします。
0:39:23	次の確認内容(6)周辺施設からの波及的影響につきましてはやはり、
0:39:29	その枠の下にありますように、
0:39:32	これにつきましては本、
0:39:33	型式証明申請の単回会として、
0:39:37	設置変更許可申請において確認を受ける事項と考えます
0:39:42	最後両括弧なら、この
0:39:45	ヤスの設置位置周辺の斜面についての要件がありますがここも、6 の下にありますように、斜面に設置しない設計としています。
0:39:54	その影響につきましては、本型式証明申請の範囲外として、
0:39:59	設置変更許可申請にて確認を受ける事項と考えます。
0:40:04	13 ページに参りまして、
0:40:06	確認内容量(8)地震荷重及び荷重の組み合わせ。
0:40:12	の考え方が、要件と示しとして示されておりますが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:16	これに対しましては、まず、
0:40:19	スツール型の地震力に対する構造健全性。
0:40:24	それで機能維持評価は、ヤス構造、
0:40:27	企画、これは先ほど来ご指摘のあった、
0:40:31	国内の規格になりますよ。
0:40:35	機械学会の金属キャスク構造規格に基づき、
0:40:38	スツール上に 16jp型に作用する地震力に加え、地震力以外の荷重として、
0:40:44	供用中に作用する圧力荷重、機械的荷重及び熱荷重を組み合わせて実施します。
0:40:52	次の文章は、上の確認内容の、
0:40:57	急に、
0:40:58	対するムースの検討を想定する場合についての要件に対して、
0:41:02	このキャスト、またキャスクは、架台の固定装置によって地面に固定され、
0:41:08	キャスク味噌部及びキャップ
0:41:10	本体の構造健全性が維持される設計とすることから、
0:41:14	地震による力による転倒などを想定しません。
0:41:19	なお久野固定装置につきましては、型式証明申請の対象外として、
0:41:25	設置許可申請において確認を受けたいと考えています。
0:41:31	次の確認事項両(10)につきまして、
0:41:37	機能時につきまして、閉じ込め機能及び臨界防止機能について定めがあります。
0:41:43	例として、密封境界部は概ね弾性範囲内。
0:41:47	Bとして、
0:41:49	バスケットの方は有意な変形を起こさないと、というような要件がありますが、
0:41:55	ヤスソウダてキャスクの地震力に対する、
0:41:58	構造健全性評価では、
0:42:01	やはりこれも、4 金と、
0:42:03	機械学会の日本機械学会の、
0:42:06	金属キャスク構造規格に基づき、許容値見解を設定し、
0:42:11	表示評価では、とじ込み機能を担う密封境界部、
0:42:16	一次蓋密封シール部と一次蓋ボルト、これちよつと字が 5 時、間違えています。一次蓋の時は、次という字です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:25	ボルトの構成部材及び臨界防止機能を担うバスケットは、許容限界を弾性範囲内と設定します。
0:42:34	次の確認事項 11、13 につきまして、
0:42:38	静的解析及び地震応答解析に用いる解析モデル及び解析手法は、JE AG4601 の、
0:42:45	規定を参照、参考に設定していることと、
0:42:49	いうこと、及び、静的解析においては、独自に定める地震力落ちる場合の水平鉛直、
0:42:56	については、賃料については、同時にフジタ方向の組み合わせで作用させる。
0:43:01	要件がありますが、
0:43:03	それに対して、この多層キャスクにおきましては、
0:43:07	応力評価式を用いた静的解析で実施いたします。
0:43:11	それで静的解析における地震力は、告示で定める人力を用いまして、水平鉛直人力同時に不利な方向の組み合わせで対応させます。
0:43:23	次のページに参りまして、
0:43:25	両(12)の検討及び検討に伴う、
0:43:31	衝突についての要件がありますが、
0:43:33	これにつきましてはその四角の下にありますように、
0:43:37	ヤスウダとキャスクは貯蔵架台の固定装置の地面に固定され、
0:43:41	キャスク溝口キャスク本体を構造健全が維持される設計とすることから、
0:43:47	地震力による検討等を想定しません。
0:43:50	このため、衝突解析を実施しません。
0:43:54	次の上のか比較の中の確認内容の両(14)に、
0:43:58	スペクトルモーダル解析云々陥る場合の要件がありますが、
0:44:04	今回は、兼用キャスク告示の人力を用いて静的解析を行うので、
0:44:10	地震力の選定において、スペクトルモード倍セキ、
0:44:13	及び時刻歴応答解析を実施しません。
0:44:19	次の四角にある確認内容の、
0:44:22	ですが、まず 10 億の兼用キャスクを耐震性評価する上で、
0:44:27	当該評価対象部位能力評価費用等を行っていること。
0:44:33	四角の下の方に、
0:44:36	テストウダとキャストイングは耐震性評価では、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:40	オートキャンプ十時 16JPに対応する地震力に加えて、地震力以外の荷重として、
0:44:47	許容値に作用する荷重 8 オオツカ受機械的荷重です荷重、
0:44:52	組み合わせで実施し、許容限界を超えないことを書く。
0:44:57	耐震性評価をする上で重要な箇所は、次の通りということで、閉じ込め機能を担保する部材として、
0:45:04	検討。
0:45:05	増収担保する固縛装置分。
0:45:09	及び閉じ込め機能を担う密封境界部、
0:45:13	考えています。さらに、1 回防止機能、
0:45:16	保証する分としてバスケットを考えています。
0:45:20	15 ページの上の方に参りまして、なお書きしましたが、
0:45:24	除熱機能を担保する部材であるキャップの法律Pは、
0:45:30	キャスクの胴と一体の肉厚な部材であって、
0:45:35	遮へい機能を担保する部材である中性子遮へい体。
0:45:39	これは側部と蓋部及び下部にあります但しキャスク内部に、
0:45:44	封入されています。
0:45:46	これは物地震時に破損及び欠損をせず、安全機能が変わることはありません。
0:45:56	から、
0:45:58	シバタ、
0:46:00	その地震力に対する構造健全性及び工事評価の、
0:46:04	概要はその定義ありますように、
0:46:09	固定装置によって過大に固定され、縦置き姿勢で受贈されます。従って、
0:46:15	キャップ
0:46:16	溝部及びキャスク下部接触部の構造健全性を評価します。
0:46:21	ヤス達はキャスクの、
0:46:23	審議における、キャスク溝部及び家族接触部構造健全性の評価フローは、
0:46:30	次のページの図にお示しします。
0:46:36	各、
0:46:37	地震時の加速度水平 2.35 時 2300gal、鉛直 1600galによって算出する尽力をもとに、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:46	CHASTE水及びキャスク下部へ職員ショウジュ応力を応力評価式で算出し、構造健全性を評価します。
0:46:55	吉国蘇武及び加来ヤス下部接触に要する、
0:47:00	好条件紹介します。
0:47:02	行動評価の詳細は、
0:47:04	別紙 1 に後程、
0:47:07	詳細を説明します。それからその方力評価結果は、
0:47:11	次のページの表の 1 に示します。
0:47:14	これに示しますように、
0:47:19	福住蘇武の計算結果は、
0:47:24	四角に示されている数字で、
0:47:27	この緑の評価基準、
0:47:30	の値を下回っておりまして、かなり下回っておりまして、
0:47:35	それからその評価基準は、
0:47:38	孔口力としていますので、
0:47:40	地震時に、キャスク蓋部溝部及びキャスク下部接触時ショウジュ応力は評価基準を満足しており、構造、構造健全性は維持され则认为
0:47:54	16 ページにその
0:47:56	評価のフローと、
0:47:58	申し上げた評価結果を収集します。
0:48:03	次 17 ページに、
0:48:05	密封境界部とバスケットの機能維持評価についてご説明します。
0:48:11	次のページの図の 3 に、やはり同じような、
0:48:15	機能維持、
0:48:17	密封境界部とバスケットの
0:48:20	機能維持評価フローを図 3 に示します。
0:48:27	地震自動地震加速度水平鉛直によって、
0:48:32	算出される地震力をもとに、密封境界部、
0:48:37	及びバスケットに生じる応力を応力評価式によって算出し、
0:48:42	機能維持評価を行います。
0:48:44	密封境界部の評価として、評価として、
0:48:47	一次蓋、すいませんこのマターのときと言う字が間違えていて、一時次という字です。一部他の。
0:48:54	横ずれ有無を評価します。
0:48:57	密封境界部とバスケットの機能維持評価の詳細は後程別紙に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:02	に示しておりますが、応力評価結果は、
0:49:09	19 ページの表 2 と表 3 にお示します。
0:49:14	これを見ていただきますと計算値は、
0:49:19	いずれもその右側にある評価基準、
0:49:25	かなり下回っております。
0:49:28	長さんにおいても、
0:49:30	バスケットの森岡風花結果、
0:49:33	もう評価金を、
0:49:36	かなり下回っております。
0:49:39	表の 4 の横ずれの評価結果におきましても、
0:49:42	3 号だ。
0:49:46	大きさで、
0:49:48	基準を下回っています。
0:49:51	従って、このようなことから、17 ページの一番最後の通り書きましたように、地震時に、ヤス達型キャスクの安全機能が維持され则认为ます。
0:50:03	20 ページは参考文献の一覧で、
0:50:07	3 点挙げています。
0:50:11	よろしければ別紙 1 の方で詳細の評価の説明をいたします。
0:50:17	まず、別紙 1 は、
0:50:20	地震時におけるキャスクの溝及びキャスク下部接触部の構造健全性の評価です。
0:50:28	まず、のを、
0:50:30	1.2. 1 として固定装置について説明します。
0:50:37	これにつきましては、
0:50:38	次のページに、
0:50:40	キャスクの貯蔵状態における固定装置、
0:50:44	図。
0:50:46	それから、3 ページに、
0:50:49	A-A1 の' に固定装置の対応。
0:50:54	それから、4 ページに、
0:50:56	1-3 としまして、キャスク本体とコセイ装置のインターフェース。
0:51:01	を示す図があります。
0:51:05	これらのうち、
0:51:07	ご理解いただきたいと思いますがまず、
0:51:11	1 ページの方に戻っていただいて、固定装置は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:16	貯蔵架台と、
0:51:18	締結フランジのキャスク溝をおさえるした分、
0:51:22	ちょっと下分という表現で、私の爪でこう抑えるような、
0:51:27	装置で
0:51:29	下に抑える。
0:51:31	部分で構成されています。
0:51:33	この固定装置は貯蔵架台とM64 の、
0:51:37	V3 本で、
0:51:39	締結され、キャンプ周方向 90、
0:51:43	人ごとに等間隔に、
0:51:45	つまり 4ヶ所から挟むように設置されています。
0:51:49	せっかく固定装置は貯蔵場内に、
0:51:52	設置された遠心ボルト、
0:51:57	回転させることで、キャスク株を挟み込むように、
0:52:01	押し付けています。
0:52:04	先進Vはちょっとわかりにくいかもしれませんが、
0:52:14	まずの、
0:52:15	2 ページの図の 1-1 の、
0:52:19	下の方で固定装置の外側から業務、
0:52:25	2 本ずつのボルト変針ポートが、
0:52:27	設けられていて、その辺シンボルと、
0:52:31	がもう変身していることから、ずっと例えば時計回りに回すことによっ て、
0:52:36	大きなボルトの頭が、
0:52:39	固定装置をキャスク本体押し付けるように働きます。
0:52:45	このような仕組みでもって、キャスクを固定していきます。
0:52:51	それから、また 1 ページに戻っていただきまして、キャスクの浮き上が り、
0:52:56	につきましては、
0:52:57	図の 1-2 ページ、
0:53:01	に示しますように、固定装置のした分、
0:53:06	爪のようなもので、キャスク本体で緑、はめ込むことで防止されます。
0:53:15	先ほど、
0:53:16	キャスクの横滑りは固定装置を直径 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"> </span> の延伸ボルトで、
0:53:21	後からを支えることで防止されます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:53:27	それが、2 ページ 3 ページ。
0:53:30	4 ページの上の方に渡って収集したキャスク本体と固定装置のインターフェースの説明。
0:53:40	ちなみに、
0:53:42	4 ページの上の方水野。
0:53:44	へ一中、
0:53:45	佐橋さんの、
0:53:47	右側の方に、
0:53:51	安く、
0:53:53	溝分に対して、
0:53:56	ラック固定装置の右側から
0:53:59	押し付けるような状態の時がありますけども、
0:54:02	一番下のところにちょっと見にくいんですけども、キャスク本体と、
0:54:06	固定装置の間に、
0:54:10	斜線緑色の斜線で示した小さい四角がありますが、これは
0:54:14	ポリエチレンでございまして、
0:54:17	これでもって、キャスクを横から、
0:54:20	挟み込んで、
0:54:24	4 ページの 1.2. 2、荷重条件について説明します。
0:54:31	ヤス等がキャスクの貯蔵時における必要は、
0:54:35	今ここで最大 118 トンとありますが、
0:54:39	申請書では約 117 トンと書いてありまして、
0:54:43	これは
0:54:45	後程狩野が約 117 頭に修正させていただきます。
0:54:49	ですが、評価には保守的に実際 120 と落ちています。
0:54:54	キャスクに発生する加速度は、
0:54:57	告示があります。
0:54:59	定例にちょっとそれぞれの、
0:55:01	加速度を設計条件として設定します。
0:55:06	だから、水辺法、
0:55:08	鉛直方向の加速度、
0:55:11	については、重力加速度として時事を差し引いて、
0:55:15	つまり浮き上がりに対して、転倒に対しては、
0:55:18	それを差し引いて評価します。
0:55:28	申請方法の加速度は図 1-1-4。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:32	に示しますように、キャスクの水平荷重を一つの固定装置で支持する場合は最も厳しいため、
0:55:40	この場合について評価します。四つの固定装置ありますけども、保守的に、
0:55:45	一つの装置で支持すると想定した計算を、
0:55:48	評価しております。計算評価しています。
0:55:51	5 ページになりまして、図エーワンの 4 にありますように、
0:55:56	斜めヒダ北から上の方に水平加速度が働いた場合、
0:56:04	評価を示します。
0:56:11	この場合鉛直方向の荷重Fバーティカルは固定装置の
0:56:16	来る。
0:56:18	説明文の部分を返してキャスクの水風呂対応すると考え、採用します。
0:56:23	水を分に作用する鉛直方向荷重は、
0:56:26	固定装置の配置に合わせて線形分とします。
0:56:30	水平方向の荷重店舗ジョン樽は、
0:56:34	固定装置の下部接触部を介してキャスクの下部に作用させる。
0:56:39	通過部に作用する水平方向荷重は、
0:56:43	ご指摘の一つの固定装置で支持されると想定します。
0:56:49	5 ページの下の方に言われまして、
0:56:52	キャスクに作用する荷重は、図の 1-5。
0:56:56	次のページにあります、
0:56:58	これ、
0:56:59	の図に示す荷重の次。
0:57:02	条件のつり合いから算出します。
0:57:07	水平方向のFホルターと、鉛直方向の浮き上がりの力、fば使う。
0:57:14	が作用すると仮定します。
0:57:17	次に、7、
0:57:19	ページの 1-6。
0:57:22	ニーズ、1-6 に、
0:57:24	地震時に、キャスク溝部に対応する荷重の概要を、
0:57:29	図の表の 1-1、
0:57:33	これは、
0:57:35	8 ページ次のページに荷重、
0:57:38	計算用入力値をお示します。
0:57:43	7 ページの図は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:45	左の下の方から、F。
0:57:50	論点、
0:57:51	作用して、
0:57:53	キャスクをこの緑の、
0:57:56	一番左の下の、
0:57:58	丸のところは転倒モーメントの回転中心と考えて、
0:58:02	もう地震力上の黄色い地震力。
0:58:06	末岡Ah、それからバーティカル方法、堤防、
0:58:11	作用したときの反力、微増。
0:58:15	を使って押さえる力。
0:58:16	が、赤い矢印であります、
0:58:19	一番大きいのは、F。
0:58:21	一番右側のFFIX4 と。
0:58:24	いう赤い矢印がありますが、
0:58:26	このような荷重が対応します。
0:58:29	8 ページに、
0:58:31	入力計算の入力値として、
0:58:35	を示します。
0:58:39	これらの
0:58:41	入力値を用いた計算から、
0:58:46	地震時にキャスクへ作用する 10 日中、
0:58:49	は、キャスク質量及び鉛直加速度水平角度から、
0:58:54	以下のように求められる。
0:58:57	FのバーチャルとFの保存とが求められます。
0:59:01	この総荷重から、
0:59:03	キャスクに作用する荷重は、次の式によって求めます。
0:59:08	フィックスの 4 と一番の固定装置料金。
0:59:12	に働く大きな
0:59:15	荷重は固定装置の配置に合わせて線形分布するものと仮定し、
0:59:20	その結果、
0:59:22	キャスクの溝分に作用する最大の鉛直方向の荷重は、
0:59:27	以下に示す。
0:59:28	そうです。フィックスの、
0:59:31	うん。
0:59:33	になって、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:34	水平荷重は、コールセンターは、
0:59:41	276万6422という計算結果に、
0:59:47	9ページに参りまして、Aの1.2.3、評価基準について説明します。
0:59:54	キャスクの溝部と、キャスク下部の接触部の評価議員は、
1:00:01	この高い温度になる□、
1:00:05	これはまた除熱のところで改めて説明しますが、
1:00:08	総体として、
1:00:10	下の表の1-2に示す値をさ、設定しました。
1:00:15	評価基準は塑性ひずみが発生せず、
1:00:18	すべての部品が弾性範囲内を、
1:00:21	範囲を維持する値としています。
1:00:25	表、1-2に、キャスク増及びキャスク下部接触部の応力評価基準として、
1:00:34	評価式と基準値をそれぞれお示しします。
1:00:39	次のAの1.2.4、キャスク浮上及びキャスク下部接触不良コード構造強度評価としまして、
1:00:48	最高度□を想定してあって実施した結果をご説明します。
1:00:55	許容力は温度の増加とともに小さくこれ大きくなると書いてありますがこれ誤記で小さくなるのが正しい。
1:01:05	小さくなるので、最高温度評価は最低本道評価を包絡すると考えます。
1:01:11	で、Aの1.2.2項で求めた荷重を用いまして、
1:01:16	ヤス、イド分に対するせん断応力、
1:01:19	及び一次曲げ応力、並びにキャスク下部接触に対する内膜応力を評価しました。
1:01:27	次の、
1:01:28	図2AA-1-7、次のページの2、
1:01:33	ヤス本体の応力評価位置を示し示します。
1:01:39	キャスクに対してキャスク、
1:01:52	固定装置がみんなの方から、
1:01:55	ブルームオノがついていて、
1:01:57	それぞれ接触面と接触部を示します。
1:02:01	その四角の中の右側にせん断面積、 $\tau$ としてありますそこは、
1:02:09	接種装置が、
1:02:10	固定装置のした分が、
1:02:13	上のキャスクの溝に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:15	踏み込んだ状態を示します。
1:02:21	その下の方は、下部接触部Hをお示しします。
1:02:27	表の一部さんが、
1:02:30	この評価のための計算条件をお示しします。
1:02:35	この表に示す計算条件をもとに、
1:02:39	評価式から、
1:02:41	ヤスと溝口発生する応力を求めました。
1:02:46	せん断応力、
1:02:47	$\Sigma$ シェア
1:02:49	と、
1:02:51	一番下の資金まで応力 $\sigma$ 弁分。
1:02:54	の式。
1:02:55	で計算した結果を、表の1-4、
1:03:01	これは12ページになりますが、
1:03:04	そこにお示しました。
1:03:07	2ページの表で、
1:03:10	八角蘇武。
1:03:13	値が、
1:03:14	一番右側の、
1:03:16	コラム2。
1:03:17	5023845とか、
1:03:20	無視しております。
1:03:23	それから、
1:03:26	交流負荷部としてキャスト部キャスク下部接触。
1:03:31	能力付加率、
1:03:33	これにつきましては、
1:03:36	11ページ。
1:03:37	ちょっとお示ししますけども、
1:03:41	いわゆる、
1:03:42	応力、ここで言う応力負荷率というのは、
1:03:46	計算で求めた値を、
1:03:49	許容応力値で割ったものです。もっと定義します。
1:03:54	従って実際発生する応力は許容力に対して、
1:03:58	何%に相当するかということがわかる。
1:04:03	ものです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:05	ホール負荷率が 100%以下であれば、
1:04:08	許容応力値以下ということを示します。
1:04:12	12 ページの表 2 を見ていただいて、ちょうど下の方、
1:04:17	暴力負荷率が 56%から 8628%というふうにお示してありますが、
1:04:24	ディスクのミドル及びキャッシュ多分接触部。
1:04:28	すべてにおいて、
1:04:31	許容力値を下回るということをお示しています。
1:04:37	11 ページ。
1:04:38	にちょっと戻っていただいて、
1:04:42	もうちょっと誤記があつて、
1:04:44	直しながら説明飛ばしていただき、
1:04:47	上の方の加算式の下の方、ここで求めた応力と、
1:04:52	1.2. 3 項に定めた評価基準に記載されている許容応力値から、
1:04:58	応力負荷率を 3 人すると以下の通りとなる。
1:05:02	この余裕率、これ間違い誤記でおる付加率ですが、
1:05:06	そのまとめを先ほど示したA-1-4、
1:05:10	'4 ください。
1:05:13	組織があつて、以上から、
1:05:16	地震力によりキャスク溝部に発生する応力は基準値を満足する。
1:05:21	考えます。
1:05:24	それから 3 図、
1:05:28	キャスクの下部接触部ヤスs暴力評価結果。
1:05:33	ですけども、これも
1:05:36	仕切りをしたい。
1:05:37	文章がありますように、
1:05:39	またキャスク下部接触に作用する水平荷重から発生するバック応力を評価しました。
1:05:46	ここで求めた応力とA-1.1. 3 項に定めた、
1:05:50	評価基準値を事前記載されているこのホリ口から、
1:05:55	余裕率ありますがこれも応力負荷率の動きでございます。すいません。
1:06:00	暴力負荷率を算出すると 28%となる。
1:06:04	従って許容力に対してその 28%しか発生してないと。
1:06:08	ということです。
1:06:10	以上から、地震力により脚下部接触部に発生する応力は基準値を満足します。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:17	これらの結果から、評価条件を基に設定した。
1:06:21	水平方向 2300gal、鉛直方向に 1600galの加速度に対して、
1:06:27	キャスト部が発生する応力、
1:06:30	及びキャスク下部接触で発生する応力、
1:06:33	は設計基準値以下で弾性範囲にとどまり、
1:06:37	構造健全性が損なわれないことを確認しました。
1:06:47	以上が別紙 1 の説明になります。
1:06:51	次に、
1:06:52	別紙 2 の、よろしければ説明。
1:06:55	聞かしてもらいます。
1:06:57	別紙 2 は、地震時の特定兼用キャスクの機能維持評価ということで、
1:07:04	説明します。
1:07:07	これは、
1:07:09	まず、場所としては、
1:07:12	閉じ込め機能を担う密封境界部と。
1:07:16	臨界防止機能を担うバスケットになります。
1:07:19	Aの 2.2、地震時の機能時評価。
1:07:24	そうしまして、今申し上げた場所についての応力評価を、応力評価式によって実施しました。
1:07:32	それからミツ境界部の評価として、
1:07:35	一次蓋金属ガスケットの横ずれによる、
1:07:38	隙間が生じることによる漏えいの有無を確認するため、
1:07:42	横ずれ、
1:07:43	荷重の評価式による、
1:07:45	一次蓋の横ずれ評価分をも評価しました。
1:07:52	Aの 2.2. 1 に固縛方法、これは先ほど來說明している別紙 1 の、
1:07:58	Aの 1.2. 1 項、
1:08:01	に示す示した固縛構造になります。
1:08:05	芸能 2.2. 2、荷重条件としまして、
1:08:09	ソウダてキャスクの貯蔵を続ける必要は、
1:08:13	もうちょっと 118tと書いてありますが、申請書では約 117トンとありますので、
1:08:19	後程修正したいと思います。117トンであるが、実際の評価に保守的、120 等も用いてますので、評価結果は、
1:08:30	2 ページに参りまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:32	ヤスはキャスクで発生する加速度は、
1:08:35	告示にある次の水平鉛直の値を使います。
1:08:41	これは水平鉛直の加速度は、
1:08:44	地震力が同時に作用する評価を、
1:08:47	また地震力以外の荷重として圧力荷重、機械的荷重、熱荷重を組み合わせて評価を実施します。
1:08:56	例の 2.2. 3、評価基準。
1:08:59	つきましては次の通りです。
1:09:01	今日の技能行った周知に、評価基準をお示しします。
1:09:06	日通協会、
1:09:08	次浜田局、
1:09:10	浜田三井シール部。
1:09:12	V、
1:09:13	バスケット、
1:09:16	いて、
1:09:17	基準を、
1:09:19	一番右側に、
1:09:21	示します。いずれもSは1校効力になります。
1:09:29	これはもう、
1:09:31	納期改革会の
1:09:33	金属キャスク構造規格、
1:09:35	になる。
1:09:36	ライフオを使っています。
1:09:40	それから、2 ページ目のその表の上の方に横ずれについてお示し、
1:09:44	書いてますが、
1:09:45	一次蓋の横ずれの有無を評価するための基準は、地震時に渋谷対応する慣性力に対して、
1:09:53	浜田ボルトの締め付け力により、一次蓋に対する摩擦力の方は、
1:09:58	の方が大きいことを確認する。
1:10:01	しています。
1:10:04	次に3 ページ。
1:10:06	参ります。
1:10:09	表のA-2-2 は、評価対象部材の設計温度で、
1:10:14	それぞれ、
1:10:15	一次蓋の密封シール部、フォールトバスケットの近藤。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:10:20	お示しています。
1:10:23	Aの 2.2. 4 項力評価として、まず、
1:10:27	Aの 2.2. 4.1 密封境界部についての応力、
1:10:33	計算は応力評価式により行います。
1:10:38	詳細は次の
1:10:40	Aの 2.2. 4.1. 11 渋田。
1:10:44	シール部。
1:10:45	お示します。
1:10:48	これは
1:10:49	内圧蓋数良くと、道内空間の強さ。
1:10:54	及び慣性力による一次膜及び一次曲げ応力、
1:10:58	作用すると考えます。
1:11:02	それで応力秋以下の式三つの式で表されます。
1:11:08	数字の 1 にはそれぞれ大圧による応力成分、慣性力有放力精度を示します。
1:11:16	ふうシール部における部材内部の
1:11:20	温度差は小さく、熱荷重の影響は無視できる。
1:11:23	ことから、考慮していません。
1:11:26	また一次蓋の温度には、
1:11:28	最高温度で 120 度を考慮します。
1:11:32	評価基準値は温度調整度ぐらい低下するので、
1:11:36	最高温度での評価は低温での評価を包絡包絡すると。
1:11:43	4 ページに参りまして、内圧による応力について説明し、
1:11:49	ディー・エヌ・エーの新村秀一大学に対する一次蓋シール部応力計算モデルですが、大変申し訳ありませんがこれ、
1:11:59	この図の左右の四角のところは、
1:12:02	マスクした状態の増。
1:12:05	書いてしましましてこれを中身としては、Pの 5 ページの右下の、
1:12:10	この円のリーダ主事の、
1:12:13	左右の資格、
1:12:15	枠で囲った、
1:12:17	これもずっと同じもん。
1:12:19	いきます。
1:12:23	この図A-2-1'1 に示す通り、
1:12:26	一次蓋を周辺固定のエンバン

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:29	とみなして、一次物は密封シール部に対応する。
1:12:33	木嶋区及びイシイまで応力を解析評価しました。
1:12:38	内圧は表面に一様分布荷重として課されています。
1:12:46	密封境界部における半径方向の曲げ応力、
1:12:50	接戦保育及び軸方向力をそれぞれ評価しました。
1:12:54	表のAの 2-3。
1:12:56	下の方の表に、
1:12:58	計算条件と評価。
1:13:01	次の表の映像の 4、5 ページ目の表に結果を示します。
1:13:07	表のAの 2-3。
1:13:09	のやつより発生する一次蓋、密封シール部応力計算条件ですが、また、
1:13:16	誤ってくる。
1:13:18	マスクした側の評価の値を担う。
1:13:22	コラムに示してしまいました。
1:13:24	ちょっと高等弁務をさせていただきますが、
1:13:28	一番上のR記号R造とする固定支持部の関係は、
1:13:34	<input type="text"/> ミリ。
1:13:36	なります。
1:13:37	このスモールR評価点の関係は、
1:13:41	910
1:13:43	済みそうなります。
1:13:46	諏訪Pは <input type="text"/>
1:13:49	になります。
1:13:51	ツルタの再交渉。
1:13:53	開発は 0.65。
1:13:58	これは後程修正させていただきたいと。
1:14:04	4 ページの一番下に示しますように、一次蓋密封シール部度、
1:14:09	半径方向曲げ応力は、
1:14:13	四分マウンド式で話し計算されます。
1:14:17	それから、5 ページに参りまして、
1:14:21	実際の数値計算、
1:14:23	マイナ数の数字が出ていますがこれを上げる方向を示しています。
1:14:29	また、一重た密封シール部の接戦応力は以下の式で計算され、 $\Sigma$ 。
1:14:36	キーワード。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:38	式と計算値を示します。
1:14:42	ルーターFLIPシール部の実行効力は以下の通りとしました。
1:14:47	Σジェット案は、これは□
1:14:51	軸方向は全部、
1:14:52	表の映像の要は作業説明した通りの計算評価結果です。
1:14:58	いずれも一番右側の評価基準値。
1:15:01	を大きく下回る、
1:15:06	次に5ページの下の方慣性力によるホール、
1:15:09	について説明します。
1:15:11	次のA、B'2に示す通り、一部田尾周辺、
1:15:17	固定円盤を目指した場合の一次膜。
1:15:21	#NAME?
1:15:24	なお、地震時の慣性力は、表面に当分とか10年、
1:15:29	で採用すると考えました。
1:15:34	5、6ページに参りまして、
1:15:37	一次蓋は、直井浜田は地震力によって、
1:15:41	鉛直方向の荷重が作用します防災延長高校。
1:15:45	慣性力に重力加速度として1自由を加えて評価します。
1:15:50	なお兼用キャスクを縦置き姿勢で貯蔵されるので、
1:15:54	水平方向の慣性力では、
1:15:57	一次蓋の密封シール部に効力発生しないことから、
1:16:01	鉛直方向の慣性力のみを考慮し、
1:16:06	密封境界部における半径方向曲げ応力、
1:16:10	接線抗力及び軸方向力を育てる。
1:16:14	評価した結果、条件と結果を、
1:16:18	下の図の表の映像のヒガシ5、
1:16:22	及び、次のページの表のA-6'6
1:16:27	に結果を示します。
1:16:33	結果は7ページの表。
1:16:36	2'6でありますけれども、
1:16:40	いずれも設計基準値を大きく下回り、
1:16:46	mixiぶりは、
1:16:54	健全性は維持され则认为ます。
1:16:57	それから表の2-6の下、
1:17:01	一次部隊密封シール部に発生するオカ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:04	つきましては、表ののり' 4
1:17:08	とりあえず乗り出し 6 に基づき、
1:17:11	Aの 2.2. 4.11。
1:17:16	の式を用いまして、一次蓋密封シール部で発生する応力を算出します。
1:17:22	表のA-2'、7、
1:17:26	に示す通り、一時豚三つシリーズで発生する応力は評価基準以下で、
1:17:32	一次蓋シール部は弾性範囲を維持します。
1:17:39	次に、
1:17:40	表の下の 2.2. 4.1. 2、一部たボルト、
1:17:47	お願いします。
1:17:48	地震時の、
1:17:50	一次蓋ボルトにはシミズた締め付け時のボルト荷重と、
1:17:54	地震時の慣性力、
1:17:56	ノルマ久郷力、
1:17:58	沼M及び曲げコール。
1:18:00	D。
1:18:01	が作用します。ここでないやつ。
1:18:04	下の内外の圧力差は、
1:18:06	渋田の膜応力及び曲げ応力を減少させるため考慮しません。
1:18:13	また一次蓋ボルト内部の温度差は小さく、熱荷重の影響を無視できることから、
1:18:18	考慮しません。
1:18:21	1 ページに入りまして、一次蓋ボルトの温度は最高温度である 110 度を考慮します。
1:18:28	文化基準値はオール 9 温度上昇に伴い、
1:18:31	諦観するので、
1:18:33	最高付けの評価は低温所の評価を包絡すると考えます。
1:18:39	登録は、
1:18:41	地震時に、事業力に対する効力 $\Sigma M$ は、
1:18:45	地震時の店長候補を加速度 $\Sigma$ 。
1:18:49	ちょっと一時ぶた締め付け。
1:18:51	次の荷重、
1:18:53	による膜応力 $\sigma m^2$ の合計値で求められます。
1:19:00	鉛直方向の加速度については、重力加速度 1 事業を行って評価をしました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:06	これを受け赤字をV字変わる。
1:19:12	表の、
1:19:15	2-8 に本評価における計算条件、
1:19:19	表のAの求人評価条件結果を、
1:19:23	お示しします。
1:19:25	肥後海野 9 を見ていただきますと、一番右の評価基準値に対して、
1:19:31	島抗力、
1:19:32	考慮口計算結果はいずれもかなり下回ります。
1:19:38	次に曲げ応力について、
1:19:41	人事、
1:19:43	スタッフホールドには 1000 円を
1:19:45	慣性力による曲げ応力 $\sigma_B$ が作用します。
1:19:50	今日の新野’
1:19:52	中に、
1:19:53	本評価における計算条件、それから塀、
1:19:57	の、
1:19:59	イイダ 41 の表に合力評価。
1:20:03	結果を示します。
1:20:06	記載がある。
1:20:08	表のB-DASHです。
1:20:14	計算能力の式は、9 ページの下の方にあるシムラBの式。
1:20:22	等でございます、
1:20:25	評価結果と 10 ページの表の、ジーダッシュ 11、
1:20:30	一次蓋ボルトに発生する動力側結果で、
1:20:34	お示しします。
1:20:35	これも評価基準値を、
1:20:38	かなり下回る結果となっております。
1:20:42	で、一時ポールリフターボルト能力評価。
1:20:45	は、表A-2-9、
1:20:48	こういう表の野田 41。
1:20:51	に基づきまして、
1:20:53	一次蓋ボルトに発生する学部及び曲げ応力を算出した結果です。
1:21:00	それによって、一次蓋ボルトに発生する応力を算出しました。
1:21:05	表のAのページの中に、
1:21:08	下の表に示す通り、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:10	一次蓋ボルトに発生する応力は、
1:21:13	評価基準以下で、
1:21:15	渋田ボルトは弾性範囲を維持すると思います。
1:21:20	以上は一次蓋増床に関する説明です。
1:21:26	次に 10 ページの、
1:21:27	Aー2。
1:21:30	認定 2.4. 2%助っ人について説明します。
1:21:37	Aの 2.2. 4.2. 1、鉛直方向地震力に対する応力評価。
1:21:44	バスケットの構成部材は、
1:21:47	次のページのAの、
1:21:50	2ー3。
1:21:51	に示します。
1:21:55	ちょっと図が、
1:21:56	わかりにくい。
1:22:00	収集の、
1:22:02	これ。
1:22:03	遠藤さん。
1:22:05	バスケット
1:22:08	ヨシカワ。
1:22:09	ちょっと私、
1:22:39	もともと申請上の
1:22:41	申請書の、
1:22:43	1ー6 ページにある、
1:22:44	第 1ー2 図です。
1:22:47	ヤスオオヤババ、バスケットの構造図となってまして。
1:22:51	上野を断面図。
1:22:54	で、その残念部の一部をAという拡大したのが、
1:22:59	左下の、
1:23:01	になります。
1:23:03	この格子を組んでいるバスケットプレート、
1:23:07	部材、
1:23:09	右側の、
1:23:11	熱伝導、
1:23:13	材を、
1:23:15	挟んだ形のバスケットプレート、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:17	宇和ステンレス小。
1:23:24	これがまた北のほうに、
1:23:27	設置型の
1:23:30	形状の構成に見えますけども、
1:23:33	それが一番右下の、
1:23:35	復興市場になったバスケットの断面、
1:23:39	3次元点3次元的な断面の一部になりますけども、
1:23:45	あるような形の講師を構成します。
1:23:50	このような、
1:23:51	構成のバスケットになりますが、
1:23:56	ルールの補助
1:23:57	をしよう。
1:23:58	11ページに戻っていただいて、
1:24:02	この11ページの、
1:24:04	図の2'3は助っ人の構成部材として表したhpmというのは、
1:24:11	先ほど、
1:24:12	申請書にあるバスケットの構造をしていた。
1:24:16	HBになります。
1:24:19	これがほぼ燃料集合体の長さ、長さ、
1:24:23	高さぐらいの寸法、
1:24:25	やって、
1:24:26	それを、
1:24:27	周囲からアウターレセプターくるプレートというので、
1:24:31	固定します。バスケットの円周方向に、
1:24:36	これがあって、9です。
1:24:38	さらにコーナーはコーナー制限とか、
1:24:41	いうぐらいで、
1:24:49	説明資料のまた10ページに戻っていただきまして、
1:24:54	鉛直方向、
1:24:56	対象力評価
1:24:57	を示します
1:25:02	このような部材に園長候補の地震力、
1:25:05	そういうのって慣性力の差異を絞る。
1:25:09	そこで、評価に用いる慣性力には人力の延長高校、
1:25:14	加えて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:19	部材に発生し、
1:25:20	リティ
1:25:25	12 ページの上の方の表にあります、
1:25:29	本申請部材の重量及び
1:25:32	材。
1:25:34	断面の 3 年セキで売ってると。
1:25:38	表、
1:25:42	2 の中に、
1:25:44	計算条件も、
1:25:47	無視し、
1:25:54	提供、
1:25:55	次の 14 に評価結果。
1:26:01	ペットの抗力の計算は、11 ページの上の、
1:26:06	式 $\Sigma M$ は、
1:26:08	あわせる式で計算しています。
1:26:14	12 ページの二つ目の表、A-84、
1:26:19	鉛直方向地震力に対して + 決定をして、
1:26:24	て基準の比較。
1:26:26	君島様に、
1:26:28	設計基準 $S_y$ 値をかなり下回る値、
1:26:31	いずれも 2 か。
1:26:35	次に 12 ページの下、今度、2.2. 4.
1:26:41	水平方向、
1:26:42	この地震力に対するグループ評価。
1:26:45	御説明し、
1:26:47	バスケットに水泳本校に地震力が作用した場合、
1:26:51	hpm ドイは、
1:26:53	燃料集合体からの、
1:26:56	直接的な荷重を受けます。
1:26:58	このため、HBI に対して、
1:27:01	燃料集合体質量及び hpm 挟み込む。
1:27:05	熱伝導中性子吸収性吸収部材を、
1:27:08	湿度を考慮して、
1:27:10	水平方向地震力が対応した場合の応力評価を行いました。
1:27:17	A、B-DASH の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:27:20	これは、
1:27:21	13 ページ。
1:27:23	2 を示しますが、ここに、
1:27:25	水平方向地震力に対するHB分を、
1:27:28	応力計算モデル。
1:27:31	ノイズ分布荷重ゾウシツについてお示しします。
1:27:36	水平方向地震力に対しては、HB部のウェブ部、
1:27:41	これは間に挟まれた。
1:27:45	ウェブと称してますけども、
1:27:47	そのの、
1:27:48	構造強度部材と、
1:27:50	のみを構造強度部材として考慮し、
1:27:53	両端固定梁として評価を行いました。
1:27:58	13 ページは、
1:28:00	13 ページの図の一番下は今申し上げた、
1:28:04	フランジに対してループが挟まっています、
1:28:08	に対して9という、
1:28:10	矢印の荷重がかかったし、燃料集合体からの荷重がかかったときの、
1:28:15	評価の点の1から、
1:28:17	123 としてお示ししています。
1:28:23	詳細は、
1:28:27	14 ページになりまして、HBの曲げ応力は以下の式で計算されます。
1:28:36	藪志賀氏になります。
1:28:38	頭分布荷重よりはhpm燃料集合体及び熱伝導中性子吸収材の慣性力を考慮しました。
1:28:47	表の定義の
1:28:49	冊子 15 に示す通り、
1:28:51	鉛直方向加速度に対して、各バスケ
1:28:55	達成する。
1:28:56	曲げ応力は評価基準以下であり、弾性範囲でとどまる。
1:29:01	いう結果になりました。
1:29:07	次に 14 ページの下半分、
1:29:09	2.2. 5、一次蓋及ぼす評価を説明。
1:29:15	地震時に一次蓋に作用する水平慣性力は、
1:29:18	次の式で計算され、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:24	ヤマネ
1:29:25	の式で、
1:29:28	表のD' 16、
1:29:32	本評価における計算条件と結果を示します、15 ページのうち青い表です。
1:29:41	それから摩擦力、
1:29:42	FR。
1:29:44	大内渋谷が横ずれを始める限界値は以下の式で計算され、
1:29:51	計算条件と計算セット、ギザツ種 17、一番下の表に示します。
1:29:57	この表に示す通り、
1:30:00	上の表に示す一次部隊に対応する慣性力に対して、
1:30:04	摩擦力のほうが大きく、
1:30:07	フルタは、軽油キャスク本体からずれることはない。
1:30:11	評価結果。
1:30:16	長くなりますが、なりましたが、以上で、この第 4 条、地震による損傷の防止、
1:30:24	地震に対する安全機能維持に関する説明資料の説明を終わります。
1:30:33	規制庁松江です。
1:30:35	では質疑の方に移らせていただきますけども、
1:30:39	ちょっと私の方からちょっと幾つか確認したいんですけども、
1:30:47	まず、
1:30:49	16 ページ目に、
1:30:52	図の 2 で、
1:30:53	構造健全性評価フローがあるんですけども、
1:31:01	次のページの 18 ページ目に、
1:31:05	密封境界部とバスケットの機能維持評価フローがあって、
1:31:10	これを、
1:31:11	比較した際に、
1:31:16	違う点が結構見受けられるんですけども、
1:31:21	例えば、
1:31:23	一番上の、
1:31:24	集合体の資料の中で、
1:31:27	16 ページ目では、
1:31:30	流量のみしか書かれてなくて、
1:31:33	18 ページ目には先方が書かれてあるとか、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:36	あとその下の構造解析条件も、
1:31:39	機械的荷重が、
1:31:42	含まれてるか含まれてないかとか、あとその下の解析モデルも、
1:31:48	記載が、
1:31:49	相違があるんですけども、
1:31:51	何かこれは理由はあるんでしょうか。
1:32:01	はい。原燃輸送のコアですけれども、まずちょっと言葉の方につきましてまず先にそこ補足させていただきたい。
1:32:10	のが、構造健全性評価というのと、機能維持評価というのをあえて今回、言葉遣いを分けておりまして、
1:32:20	この溝部の、
1:32:22	いわゆる固縛側の評価は、構造健全性評価としてまして、閉じ込め、あと未臨界防止に関わる、
1:32:32	こちらの機能も安全機能に関わるというものを、機能維持評価というふうにやっただと。
1:32:39	そういうところから、例えば先ほどご指摘のあった、この使用済み燃料集合体資料というところ、重量、寸法とありますけれども、機能維持評価の中で例えば、臨界のバスケットというところでは、
1:32:52	使用済み燃料の寸法等が影響してきますけれども、
1:32:56	この小枠の部分においては、キャスク全体の重量というところなので、そういうその部分に違いがあるというふうに、ちょっと見ていただければと思うんですけども。
1:33:12	あ、規制庁松野です。
1:33:15	図の2の方は一応固定装置の部分の評価フローを示したところですけども、
1:33:23	03 はどっちかっていうと臨界と、
1:33:28	閉じ込めの、
1:33:32	キャスクの
1:33:34	安全機能には多分情熱と。
1:33:37	遮へい。
1:33:42	そこはどっちの評価フローで、
1:33:44	示されてるんでしょう。
1:34:04	ちょっといいですか。
1:34:08	JSジャパンの三枝です。
1:34:12	この

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:13	資料は、
1:34:18	この
1:34:20	規制庁さんの基準とかガイドに基づいて行ってましてガイド、
1:34:26	求めるものとして、このような、
1:34:30	構造健全性と行事評価をしたところです。
1:34:34	例えば
1:34:35	申された除熱とか遮へいとかってというのは、
1:34:39	今回の要求事項の中にはなかったので、
1:34:45	出してないと。
1:34:47	そうですね。
1:34:49	原燃輸送のコガですけども、ページ、
1:34:52	本文のページ 15 をちょっと見ていただければと思うんですけども、
1:34:59	そうですね 15 ですね。
1:35:01	14 ページの説明から続いているんですけども、まず閉じ込め機能と 臨界防止機能については、先ほど申し上げた通り評価をしている。
1:35:11	15 ページのなおからですね、なおからこの除熱機能を担保する部材に ついては、キャスクどう。
1:35:19	たいものである。
1:35:20	というところで、放熱品があるんですけども、こちらは、ここでこの構造 健全性という意味では、影響がないということで、除熱、
1:35:32	の担保するものに関しては影響ないですよという、
1:35:36	なおなお書きとさせていただいております。で、遮へいを担保する中性 子遮へい体につきましても、もう内部に入っていて、こちらは影響がない というふうに
1:35:47	申請者として書かせていただいているというところでございます。
1:35:54	規制庁松野です。
1:35:56	今の説明があったその 15 ページ目のところのなお書き、
1:36:03	一応その、
1:36:05	ピンと、
1:36:06	あとは中性子遮へい材。
1:36:08	一応これらの部材は地震時に
1:36:11	破損及び欠損せず安全機能が、
1:36:14	損なわれることはない。
1:36:18	当然、ここは、
1:36:22	そういう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:26	確認されているのであれば、当然、
1:36:29	フローに従って、
1:36:30	確認してるわけで、
1:36:32	そこは多分今の資料には明確に、
1:36:35	フローが示されてないので、
1:36:37	そこをちょっと示す必要があるかと思しますので、
1:36:54	そこは。はい。キーエンスジャパンファイブされるって、
1:36:59	それにつきましては、
1:37:01	今の文章であることが、フローに表れるようにちょっと見直します。
1:37:08	規制、規制庁のトガサキですけどちょっと今の点で、ちょっと
1:37:13	特にその申請書との関係なんですけど、申請書の
1:37:19	1-58 ページ、2、
1:37:22	評価結果の表表がついてるんですけど、
1:37:25	それを見ると、その地震の、
1:37:29	のところは、
1:37:30	その場所はどう、どうというふうに書いてあって、書いてあって、
1:37:35	真木
1:37:37	設計基準値と評価結果というのが書いてあるんですけど、それが先ほど三菱そういう先行例の申請書を見てくださいっていうお話したと思うんですけど、
1:37:50	そちらの
1:37:53	先行例の方は、それが
1:37:58	DOWAですね遮への観点から選ばれているとか、等
1:38:03	臨界は、
1:38:06	バスケットプレートとかですね。
1:38:08	レンジツは、
1:38:12	あれですね月熱の影響とか、そういうのがみんな図表に書かれていて、それぞれ先行例では、ちゃんとその評価をやってるんですけど、
1:38:23	今回評価をしなくてもいいっていうところも、GNSの考えとしてはあるかもしれないんですけど、ちゃんとその
1:38:33	各その機能に対して、ちゃんと
1:38:37	どういうことを考慮してるのかっていうのがわかるような、
1:38:42	せ表現にしていきたいと思ってます。それで特に設置許可すいません申請書の1の50、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:53	60%五十八、九すみません 8 ページですね、8 ページの表を見ますと、地震時はその動の評価をやっていて、
1:39:03	その設計基準値とか評価結果っていう数字が書いてあるんですけど、先ほどの補足説明の資料では、
1:39:13	その胴の部分の説明っていうのは特になかったと思いますので、その申請書等補足説明資料の関係。
1:39:20	ていうのもちゃんと整理していただきたいと思います。
1:39:36	現にそのコガです。ありがとうございました。ちょっとすみません申請書と補足説明資料の言葉遣いにちょっと差があったというのに関しては、申し訳ございません。
1:39:48	どうというのが、いわゆる先ほども言った通り、たいものですのでこの溝だとかですね、そういう部分のことをさしてはいるんですけども、あと、ご指摘のあった、いわゆる安全機能のうち、
1:40:00	この四つの安全機能がどこの部材にあって、どういう、その部分の評価がどうでそれが評価結果、評価基準値という比較ということに関してはご指摘の内容については、理解いたしました。
1:40:15	規制庁のトガサキですけど、そうすると道路同等申請書で言ってるのは、溝のところで、その水のところの設置、
1:40:25	設計基準値と評価結果が書いてあるというふうに考えていいんですか。
1:40:32	数字がちょっと違うんじゃないかと思うんですけど。
1:40:41	県民輸送のコガですけども、
1:40:44	はい。ご指摘の通りのところがございまして、そういう意味でも補正を先にした方がいいんじゃないかといったことは事業者内でよくよく検討してですね、
1:40:55	今後ご相談させていただくというような形が必要だちょっと後程、GNSの方から、
1:41:02	そのように書いて、
1:41:04	何らかの回答させていただきますけどご指摘の件はその通りかと思っております理解し、いたしました。
1:41:12	一井規制庁の増発ですけど、ちょっと次に質問、説明あると思うんですけど津波とか竜巻もその 0.3 メートル落下の
1:41:24	設計基準値と比較してるんですけど、主方策説明資料ではそういう説明になってないと思いますので、
1:41:31	その申請書でその説明している内容と補足説明資料の内容が、何で変わるのかっていうのも含めてちょっと整理してもらいたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:47	J-Rジャパンの三枝です。はい、ご指摘の
1:41:52	申請書。
1:41:55	先行例を参考にして、ちょっと見直したいと思います。
1:42:05	原油その他ですけど、一応過去のこの経緯だけご説明しますとちょっと申請のタイミングがさ、去年の3月だったということで、そのあと先行の事業者の審査がどんどん進んでいって、
1:42:16	その結果が出てきたのが、後でちょっと後も大分審査の中で、他社さんが代わられた先行例が、の補正がで内容が変わったというので、
1:42:27	変わった内容でちょっと我々補足説明資料を作っちゃってしまっていて、そういうのをすべて踏まえた上で、ちょっとこちらではそのあとにまとめて補正というようなことをちょっと、
1:42:38	そちらの方がいいかなと考えたところはあったんですけども、今回、
1:42:43	このヒアリングでのですねご指摘を踏まえて、事業所内でよくよく考えて、今後す、ご相談させていただきたいと思います。
1:42:52	はい。規制庁の高崎です我々、先ほどの冒頭に言ったように、あくまでもその申請書とか、
1:43:00	補正で、
1:43:03	それをベースに審査していきますので、補正のタイミングをいつにするかってのは、それはまた別途考えればいいんですけどいずれにしても、申請者として、どういう条件で、
1:43:17	どういう評価を入れられるっていうのは固まって説明していただけたと思いますので、そこで申請から今回、
1:43:28	おりますのでちょっと考えがもし変わってあるんであればそれもちゃんと説明をしていただきたいと思います。
1:43:36	はい、JNESJapanサエグサです。了解しました。
1:43:47	規制庁松田です。
1:43:50	他、
1:43:51	確認試験あれば、はい。
1:43:54	すいません私から後もう1点あるんですけども、
1:43:59	先ほど冒頭に解析行動、
1:44:02	について多分、
1:44:07	指摘があって、
1:44:08	今のその補足説明資料の説明の中ではあまり解析コードについての説明なかったんですけども、
1:44:15	実際、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:16	どういう解析コードを用いてどういう解析条件っていうところすいませんもう一度、
1:44:21	説明お願いできますか。
1:44:25	技術ジャパンの三枝です。基本的に応力評価式解析。
1:44:30	計算コードっていうのは使ってなくて今回は、
1:44:34	なのでその設定の中には出てこない。
1:44:38	はい。
1:44:42	わかりました。
1:44:44	阿藤。
1:44:46	補足説明資料の、
1:44:49	20 ページ目に、
1:44:51	これ参考文献一覧っていうところで、
1:44:55	三つほど、
1:44:57	説明資料として、
1:44:59	挙げてんですけども、これ、文献一覧ですので、
1:45:04	具体的に、
1:45:06	先ほど
1:45:07	機械学会の
1:45:09	キャスクの構造規格をメインで、
1:45:12	用いられているいろいろ、
1:45:15	評価をやられてるんであれば、当然それは、
1:45:18	文献として、
1:45:19	上がってきますし、
1:45:21	あとその他、何か民間規格、もしくは、
1:45:24	公的機関の研究所の報告書、もしくはその論文とかあれば、
1:45:30	すべてこの文献一覧にちょっと記載して欲しいんですけども、
1:45:35	ちょっとそこは、見直しをお願いできればと。
1:45:42	規制庁サクライですけどこの参考文献っていうのはこれもすでに出します。
1:45:48	ていのがあって私、4 月、すいません 4 月からちょっと入って、
1:45:54	地主さんのジェイ・エム・エスよ。
1:45:57	資料等のうちのフォルダー見たんですけどなくて、
1:46:00	まだってことですね。
1:46:03	であればこれ参考 5 オオツカ、おっしゃる通り、文献ではなくって、御社の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:46:11	資料、
1:46:12	てなるのでやっぱりここから外れてしまうんじゃないですかね。
1:46:16	ていうのが入りました。
1:46:21	先ほどご説明していただいた中でスキーム化しすいませんちょっとまたここと離れますけどマスキング箇所なんていうか、話されていたので、以後気をつけてくださいってということと、
1:46:35	実際今回別紙 1 の 1 ページと 9 ページと
1:46:39	何ミリか偏心ボルト何ミリかって言うのだと。
1:46:44	何柔道でも、
1:46:46	持ちますよっていう、温度、
1:46:49	とか、表上の 1-4 だったり、A の 2-3 っていうのは多分、
1:46:54	録音されてて、もう文字が出ちゃう。
1:46:57	場合があるんでそのときはうちの方でマスキングしていたしますので、後でご確認ください
1:47:06	もし何か出ちゃってたら、
1:47:08	言っていたいてるんですけど。
1:47:11	ということと、
1:47:13	よく今、
1:47:16	トガサキもしてたんですけど、三菱と比較して、
1:47:20	作成するようになってことなんですけどキャスクの方自体は、PP、BWR よ。
1:47:28	で、燃料も、
1:47:30	1077 ページとかです。
1:47:33	これって、比較とかってできるのかなあ、例えば 4、
1:47:39	イトウ地震か、地震関係の、
1:47:42	そういう、
1:47:43	設計方針とかで、もし比較とかってできそうなんです。
1:47:52	はい、N-S オオノコガです。基本的には、
1:47:56	このご指摘の、
1:47:58	コメント 1 の通りですね、我々三石さんの資料を見ながら作っているというところで、その比較とおっしゃるといって基本的には、
1:48:08	もうマネー手に近いですね、2、基本的に作っているところがございます。うん。
1:48:15	ていうのもですね三菱椎野他にも非立ち入りの造船だろうって出ていて、彼らは一番と最初のトップバッターの三菱の資料も見つつ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:27	こういう、最初に御社が出された概要のやつをもうちょっと詳細に各条文作っていて、そこで、変な話先行と同じ考えだったら、もうそうです。
1:48:38	ていうふうに言う説明を、
1:48:40	すでにして、じゃあうちもそうなのっていう確認をしますけど、
1:48:44	ところこういう設計方針が違うんですっていうのを、
1:48:49	概要のパワポとかでSIMMER示したりということを知っていて、
1:48:56	そもそものやり方ですけどこれをバーッと見てて三菱なんか違うなっていう。
1:49:03	#NAME?
1:49:06	っていうよりはそういうふうなかよパワーポなりで、企画じゃないですけど、
1:49:11	言った方がわかりやすいのかなってちょっとこの1回目で、
1:49:14	思っていて作られるのは御社なので、その方針はおまかせっておかしいですけど、
1:49:26	規制庁松野です。
1:49:32	今後その書面審査会合で、行っていくんですけども今回一応その書面審査会合を行う前の資料の事実確認なので、
1:49:43	なかなかこの補足説明資料を見て、今説明していただいた中で、
1:49:49	すべてがこちらです。理解、
1:49:53	できる部分とやっぱりできない部分があるので、
1:49:56	そこは適宜、
1:49:58	必要に応じて作っていただければ、
1:50:01	こちらも理解が、その分早く、
1:50:05	そこはある程度ちょっと工夫も、
1:50:08	できるのであれば、そこは知っていただきたい。
1:50:14	ハナワズ必要な資料ではありませんというところで、
1:50:18	エン・ジャパンです。西郷先生、了解しました。
1:50:37	すいません規制庁ツカベですが、ちょっと構造について教えていただきたいんですが、
1:50:45	わかりやすいので言う。
1:50:47	あと、別紙の1の、
1:50:51	3ページ。
1:50:53	2ページ3ページ目のところで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:56	マスクング箇所もあるのであれですけど、今回、そのスタブというか、特殊なトラニオンを固縛する形ではない形になってるかと思うんですけど、これは
1:51:08	御社の御社というJNESの、
1:51:12	キャスクとしてはまた国も含めてあると思うんですけど、実際採用されている方式なんでしょうか。
1:51:19	JSジャパンの三枝です。
1:51:21	この方式は、地震を注射がいきなりフクイ日本、
1:51:26	特有のものです。他の国では使ってください。
1:51:30	はい規制庁ツカベです。他の国でもこの固定するものはあるかと、単純に置いているもんじゃなくて固定するような場合もあると思うんですけどこういう形ではなくて違う方式を使って、
1:51:42	出る。
1:51:47	ちょっとその点については正確に今ちょっとお答えできない、この国の固定どうしてるかですね。
1:51:53	改めて、
1:51:54	そこは審査の中ではないので、はい。はい。わかったら教えてください。
1:52:00	次は今回、この設計というのは、完全、オリジナル
1:52:05	だと思えばよろしいですか。
1:52:07	相当です。
1:52:08	はい、わかりましたって、関連してたんですけど
1:52:13	今回の申請範囲ではないんですけど固定金具のところは、
1:52:19	構造もかなり特殊で、固定方法も、
1:52:23	特殊ウノ偏心ボルトを使うとかですね基礎ボルトの方に、固定金具の方に関しては、逆に言うと施設側で、
1:52:32	基準地震動で見なきゃいけないというところもあるので、
1:52:36	側溝はちゃんとここ考慮されて、その
1:52:40	偏心ボルトが変に動いて外れてしまうとかですね、そういうところも、
1:52:45	ちゃんと考えられて設計されてるという理解でよろしいでしょうか。
1:52:51	運転者パン折損。
1:52:54	固定装置は設置許可の申請の時に、詳細に、
1:52:59	ご説明させていただきたいと思っていて今回ちょっと対象外とさせて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:04	はい。それはわかった上で聞いていて、でも、実際、SSでやってみたら駄目でしたと、せっかく取った型式が意味がなくなるのでという意味です。
1:53:15	サトウ先ほども少し、
1:53:19	今回の評価の方法で、光学式というか、これ評価式だけでやりますということで先行例もある。
1:53:28	形ではあるんですけど、あちらはただ、型式指定のときは、
1:53:33	任すか何かでやるような記載になってるかと思うんですけど御社は、この評価を型式指定のときもされ、同じ評価になるということでしょうか。
1:53:49	原燃輸送の方ですけども。はい。他社さんがABAQUSでやられるというのは認識しておりますけれどもあえて型式指定でも、応力評価式で、地震についてですね、暴力評価式でやるというふうな形で今申請を
1:54:05	この補足説明資料に書かせていただいております。
1:54:09	はい、規制庁ツカベわかりました。
1:54:13	あとは先ほど来出てるように先行の補足説明資料あると思うので、
1:54:18	特に
1:54:21	基準値を応力の基準値とかを書かれているところで、先行のちょっとちゃんと金属構造、
1:54:28	キャスク構造規格、
1:54:30	内訳ちょっとBですけど、
1:54:33	使いますと書いてあるのでそこはちゃんと、何の基準値、どこから引用した基準値かっていうのわかるようにしていただければと思います。
1:54:44	はい、ありがとうございます。現実のコガですけどもそちら最初説明させていただいた通り、供用状態Dを
1:54:52	該当とかに、他社さんは使ってると思うんですけど今回、本体がもう、
1:54:56	ズダシですので、供用状態Dを使わずに、鉍毒交換以内としているために、あえてその記載は取っていたというところで、
1:55:05	ありますので、ただ必要なところ、金属キャスク構造規格の例えば外力を参考に使ってとかそういうところで、適宜もつとちゃんと
1:55:15	どう使っているかというのは
1:55:17	どんどん変えていきたい。
1:55:22	規制庁を使ってちょっとそれと関連するんですが、
1:55:26	もともと、
1:55:29	介護介護資料というか
1:55:32	指示事項の今回の回答をもらったペーパーの

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:36	7 番目じゃない、6、6 点。
1:55:40	両括弧 5。
1:55:42	坂野最後のところで、キャスクの材料一番について、
1:55:47	規格番号等を明確にしてくださいって話をさせていただいて、やはり、設計というかこれ見ていくにあたってすべて、
1:55:57	これ材料なりという話と、企画所ドイ何なってるのというのは、多分一体の話なので、その個別の話ということで先ほどご説明ありましたけど、多分最初に、
1:56:09	ご説明というか資料を作ってください、示していただいた上で、
1:56:14	その上でそれぞれの材料の値がこうなってますというのを判断していくことになるかなと思うのでそれは、
1:56:20	個別よりもちょっと先にやっていただければと思います。
1:56:28	Jエン・ジャパンの三枝です。
1:56:32	材料、
1:56:33	だけに特化した補足説明資料を作っていますので、
1:56:37	多分それを早く出した方がお話しの方がいいということだと思います。
1:56:40	了解しました。
1:56:43	規制庁大塚です。はい。それもちょっと正しく聞こうかなと思っていて、
1:56:47	今回も比較的他の補足説明資料に飛ばしている説明になっていて、
1:56:52	そちらを見ないとわかんないところがあつてですね。
1:56:57	そちらのスケジュールというか、
1:57:00	他社のものもちゃんと見直してくださいというお話もさせていただいたので、ちょっと全体に立ってしまうかと思うんですけど。
1:57:09	それは後、また、
1:57:11	どれぐらいのスケジュール感でやられるとかですね、また、
1:57:15	別途ご相談いただければと思います。
1:57:19	エン・ジャパン三枝です。了解しました。
1:57:25	はい。あと、もう一つはマスクングの件で、
1:57:31	基本的に
1:57:33	規制庁は、情報を、
1:57:36	アセットを開示しろということで、
1:57:38	それがポリシーになっていてですね、他の担当というか、他社を見ると、
1:57:45	多分、評価結果というのはですね、
1:57:48	基本的には出させていただいて、
1:57:51	今回説明だと全部、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:53	その結果までマスキングをされてしまっていて、
1:57:58	それが、
1:57:59	ちょっと国際的なルールなのかわか。
1:58:02	なんないですが、
1:58:03	少なくとも、
1:58:06	日本の申請、
1:58:08	車は、そこは出しています。
1:58:11	その上で、どうお考えですかという、
1:58:16	はい。
1:58:17	ジャパンの三枝です。
1:58:19	了解しましたマスキング。
1:58:23	しない方向で考えますと、もしどうしてもしなきゃいけない場合それをちゃんと理由を説明できるようにします。
1:58:30	はい。当然その寸法であるとか、
1:58:33	流量もそうかもしれませんが、本当の商業機密に当たるものはマスキングしていただいて全然構わないんですけど、
1:58:42	費用評価結果は、なぜば隙があるのか、ちょっと。
1:58:47	今の我々の感覚からいうと、何でだろうとなってしまうので、よろしく願いします。
1:58:53	で、最後になんですけど、
1:58:56	今回ちょっと資料を見さしていただいて、今日も
1:59:00	説明中、間違ってますということで、
1:59:04	何ヶ所か口頭で修正されたという。
1:59:07	こともあったかと思うんですけど、
1:59:10	通常、我々がヒアリングしていて、
1:59:13	そういう場面にはほぼ、
1:59:15	接しないので、
1:59:16	文章を作るにあたっての、
1:59:21	品質管理といいますか。
1:59:24	ここは、
1:59:26	平たく言うと、大丈夫でしょうかという、
1:59:30	ことです。
1:59:32	これは本社の
1:59:35	その文書の品質管理。
1:59:37	の観点だと思しますので、そこは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:41	必要な対応をとっていた。
1:59:47	JAJapanサエグサつ了解しました。
1:59:50	はい。私から以上です。
1:59:57	規制庁松野です。ちょっとこの会議室が一応 4 時までですので、
2:00:06	最後にトガサキさん何かあればお願いします。
2:00:11	トガサキですけどちょっと細かいところなんで、ちょっと具体的にはさパツとですね、
2:00:20	あったとしても値を持つとるんですけど、ちょっと、特に、
2:00:25	構造的なところをですね、ちょっと
2:00:30	まず、10 ページのところに、
2:00:34	いろいろ
2:00:36	キャスクの価格のこういういろんな指示等、
2:00:42	いろんな寸法とかがあるので、そのどこのところのことを言ってるのかっていうのを、ずれわかるようにしてもらいたいと思います。
2:00:53	それと、あとですね
2:00:56	これは、
2:00:57	一緒にの。
2:01:01	3 ページからの一部頼み、三つシール部のところなんですけど、
2:01:07	4 ページとか 5、5 ページで、
2:01:10	ここ、
2:01:12	このさ、3ヶ所の方をやってると思うんです。その関係ですねだから、
2:01:23	警報の半径方法と、あと設営方向と、ノジリ区方向というのが、
2:01:29	図でいうとどこのところを言ってるのかちょっとわかんなかったんで例えば、5 ページのところに黒い線が、横野仙頭辺りが入ってるんですけど、
2:01:40	効力をどういうふうにかかるといって評価してるのかっていうのがちょっとわかんなかったんで、そこら辺をちょっとわかるようにしてもらいたいと思います。それと、
2:01:52	11 ページですねこれも、バスケットプレバスケットの部品が幾つかあると思うんですけど、
2:02:03	今回鉛直と水平でやってるんですけど、鉛直の方は
2:02:10	多分hpmの方法でやってると思うんですけど、hpmのどこの部分に荷重がかかるのかですね。
2:02:18	そのオダカ断面セキとかって言うのがどこの寸法のことを言ってるのかって言う、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:25	あと、
2:02:27	13 ページの今度水平なんですけど、この水平のこのプレート、Hプレートhpmっていうのも先ほどの図を見ると、
2:02:37	縦と横で長さが何か違うように見えるんですけど、
2:02:41	縦横で、
2:02:43	燃料集合体の数とかも違うと思うので、
2:02:48	その
2:02:49	度、
2:02:49	縦よつと横両方ちゃんと評価してるのかとか、
2:02:53	あと、
2:02:54	オーナーセグメントとか、アウターレセプタープレート、これは水平に聞く力がかからないのか、そういうちょっと構造的なところがちゃんとわかるように、
2:03:06	してもらいたいと思います。以上です。
2:03:10	はい、次はジャパンサエグサです。了解しました。
2:03:20	規制庁松野です。
2:03:22	本日のヒアリングで一応こちらからもいろいろ指摘ないコメントをお伝えしましたので、
2:03:28	ちょっとそれを踏まえて、一度GNSないで、一応検討していただいて、
2:03:34	あとちょっと今後、申請書、
2:03:38	の内容、
2:03:39	あと、補足説明資料との関係。
2:03:43	も、一度やっぱり整理していただいて、
2:03:46	それを踏まえてちょっと今後のスケジュール感もちょっと、
2:03:50	決まり次第、示していただけたらと思いますので、
2:03:54	よろしく願いいたします。
2:03:56	はい。JCJapanサエグサ先生了解しました。
2:04:00	じゃ、よろしければ、これとぴあさんからは、何かないですかね。
2:04:07	ない。ないです。
2:04:16	規制庁ます。では、これでヒアリングは終了したいと思います。
2:04:21	どうもありがとうございます。
2:04:23	どうもありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。